-海便り(2006 年7月号)

【情報提供】【編集/提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部:横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 TEL: **03-3775-1220** FAX: 03-3775-1156

URL: http://www.aoibc.com E-mail: aoi@aoibc.com

弁 護 士 : 程 甦 (テイ ソ) 記

【新法規速達】

公安部と税関総署の知的所有権法執行の協力 強化に関する暫定規定が公表される

中国公安部と税関総署は今年 3 月 24 日に「公安部と税関総署の知的所有権法執 行の協力強化に関する暫定規定」を公表した。本規定は、中国における知的財産権 侵害の犯罪行為を厳し〈取締るために、関係する法律及び 2004 年 12 月に公布され た最高人民法院、最高人民検察院の「知的財産権侵害の刑事案件処理の具体的な 法律応用の若干の問題に関する解釈」に基づき、公安機関と税関との連絡と協力を 強化するものである。

全文は15条より構成される。当該規定の第4条は、公安部経済犯罪偵査局と税関 政策法規司を双方の協調機構とし、双方の日常的意見交換が効率的に行われるた めに、連合会議制度を整備し、連合会議の内容についても明確に定めている。当該 規定の第 5 条は"税関は法執行の過程で重大な知的財産権侵害案件の手がかりを 発見した場合、すみやかに公安機関に通報しなければならない。案件の手がかりは 原則的に各直属の税関が現地の同級公安機関に通報しなければならない。しかし双 方の話し合いによる同意がある場合、直属の税関または隷属の税関が現地の公安 機関に通報することもできる。

税関が公安機関に犯罪案件の手がかりを通報する際に、当事者が権利侵害嫌疑 のある貨物や物品を移送する可能性があるか、現場で処理しなければならないその 他の状況を発見した場合、「知的財産権税関保護条例」の規定に照らして関連の貨 物や物品を押収することができる。

当事者が逃亡する可能性を発見した場合、すみやかに公安機関に通知しなければ ならない"と定めており、当該暫定規定の実施は、双方が提携して知的所有権犯罪案 件に対応することの強力な保障になり、税関から公安への移送が、よりスムーズに行われることが期待される。

外高橋保税区において企業工商管理 の若干の問題についての通知

今年5月15日、上海外高橋保税区管理委員会と浦東新区工商行政管理局外高橋保税区分局は、連名で「外高橋保税区において企業工商管理の若干の問題についての通知」を公布した。

その概要は次の通りです。

- 1、 外高橋保税区外で連絡業務を行う連絡事務所については、今後、登記手続きは行わない。既に登記手続きが終わっている連絡事務所については、その登記証の期限が到来しても延長手続を受付けず、抹消登記手続を行う。
- 2、 保税区内の企業は、企業の営業内容に応じて下記のような分公司(支店)を設けることができる。
 - (1) 貿易、小分け配送類企業は、商務部の「外商投資商業領域管理弁法」に基づいて国内販売権を得て、区外に販売活動可能な支店を設立できる。
 - (2) 生産、貨物運輸代理、研究開発、コンサルティング等の企業は、区外において関係業務を行う支店を開設できる。
 - (3) 保税区内で国内販売権の申請を行っていない貿易、小分け配送類企業も、 経営範囲内の連絡、コンサルティング業務を行う支店を区外で開設できる。

したがって、保税区内の既存企業は、実質的な営業活動を行っている区外連絡事務所の支店化を行う必要がある。また、新設の企業は、区内に実質的な営業事務所を設けた上で、区外に連絡事務所もしくは支店を設ける必要がある。

【豆知識】

労働者の治療期間内の労働契約の終了について

労働契約の終了とは、労働契約が満期となるか、双方当事者が約定した労働契約終了の条件が発生する、またはその他の情況(例えば、企業の倒産・取消、労働者の定年、裁決による労働関係の終了等)の発生により労働契約の権利義務の履行を終了する状態を指す。

「中華人民共和国労働法」は労働者が疾病若しくは負傷し、規定の治療期間内に労

働契約が満期となった場合、労働契約は治療期間が満期となるまで延長しなければならないと定められている。

「上海市労働契約条例」第39条には、「労働契約の期間満了又は当事者が約定する労働契約の終了条件が生じ、労働者が次の各号に掲げる事由の一つに該当し、同時に本条例第33条(注1)第2号、第3号、第4号の規定に該当しない場合には、労働契約の期間は次の各号に掲げる事由が消失するまで延長される。 労働者が疾病を患い、又は負傷し、規定の治療期間内にあるとき; 女性従業員の妊娠期間、出産期間又は哺乳期間内であるとき; 法律、法規及び規則が定めるその他の事由」と定められている。

原則として、労働契約が満期となった時に、労働者が疾病若しくは負傷し、規定の治療期間内にある場合、元の労働契約を治療期間が満了するまで延長しなければならないが、下記の場合、即ち、労働者に労働規律若しくは雇用者の規則制度に著しく違反する行為があった場合、業務上の過失や、私利のための不正行為により雇用者の利益に重大な損害をもたらした場合、法により刑事責任を追究された場合には、労働者が疾病若しくは負傷し、規定の治療期間内にあるとしても、法に基づいて労働契約を終了することができるのである。

注1、

「上海市労働契約条例第33条

労働者が次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合は、雇用単位は随時に労働契約を解除することができる。

- (1)
- (2) 労働規律又は雇用者の会社規則に著しく違反したとき
- (3) 業務上の過失又は不正利得行為により雇用者の利益に対して重大な損害をもたらしたとき
- (4) 法により刑事責任を追及されるとき
- (5)

中国の貿易権について

日本と違って、中国では一部の企業は海外と直接売買契約を締結することができませんので、海外へ外貨送金することが不可能となります。

中国企業とビジネスを行う際には、「対外貿易権」を理解しておく必要があります。

対外貿易権というのは、物及び技術の輸出入について、自らの名義をもって契約取引を行うことができる法的資格で、自主通関権、自ら通関を行う権利というのを伴う法的資格であります。

中国において対外貿易権は次の二種類に分けられ、

- (1) 対外貿易経営権 国内の貿易経営者(外貿公司とか輸出入公司と呼ばれ)は、規定した手続により、対外貿易経営権を取得し、各種商品と技術の輸出入を行う権利です。
- (2) 生産企業の自営輸出入権 生産企業は届出登記の手続により自営輸出入権を取得し、企業の自社製品の輸出業務及び企業の必要な機械設備、部品、原料の輸入業務を行う権利です。

中国では、まだ全ての企業が直接に対外的な取引を行うことができるわけではありません。法律によって、外国の企業と直接輸出入契約を結べる企業は、対外貿易権を有する企業(対外貿易経営権のある貿易企業及び自営輸出入権のある生産企業)に限定され、この対外貿易権を有しない企業は、中国税関において輸出入貨物の通関手続を行うことができませんので、対外貿易権を有する企業に対外的な契約締結を委託するしかありません。

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ:特別顧問

上海光明弁護師事務所(有)

弁 護 士:程 甦 (テイ ソ) 1990年 中国弁護士資格取得

2000 年 日本外国法事務弁護士資格取得 得意分野:会社法·投資法·知的財産権

:021-2281-9140(日本語直通)